

# ANYCOLOR株式会社 定款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条

当会社は、ANYCOLOR株式会社と称し、英文ではANYCOLOR Inc.と表示する。

(目的)

第2条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 広告代理業及び広告業
2. 電子、電波及び通信メディアにおけるニュース等の配信
3. 前号に附帯関連するコンテンツの企画、制作及び配信
4. インターネット等を利用した通信販売業、卸売業及び小売業
5. 音楽著作権の管理
6. 音楽著作物の利用の開発
7. 音楽出版業
8. コンパクトディスク、ビデオなどの原盤の企画・製作
9. アプリケーションソフトウェアの企画及び開発
10. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条

当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条

当会社の発行可能株式の総数は、1億1500万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条

当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条

当会社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

(基準日)

第13条

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。

(議決権の代理行使)

第14条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(招集権者及び議長)

第15条

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

#### 第17条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

#### 第18条

当会社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任)

#### 第19条

当会社の取締役は、株主総会において、選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

#### 第20条

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

#### 第21条

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

#### 第22条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

#### 第23条

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

#### 第24条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第26条

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除及び責任限定)

第28条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条

当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第30条

当会社の監査役は、株主総会において選任する

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第34条

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第35条

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第36条

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除及び責任限度)

第37条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第38条

会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第39条

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第40条

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第41条

当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第42条

当会社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第43条

当会社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第44条

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

## 第8章 附 則

(法令の準拠)

第45条

本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の関係法令による。